

2012年9月11日 RIETI労働市場制度改革PJワークショップ「最低賃金改革」

最低賃金改革ワークショップ・コメント

京都大学 有賀 健

コメントの概要

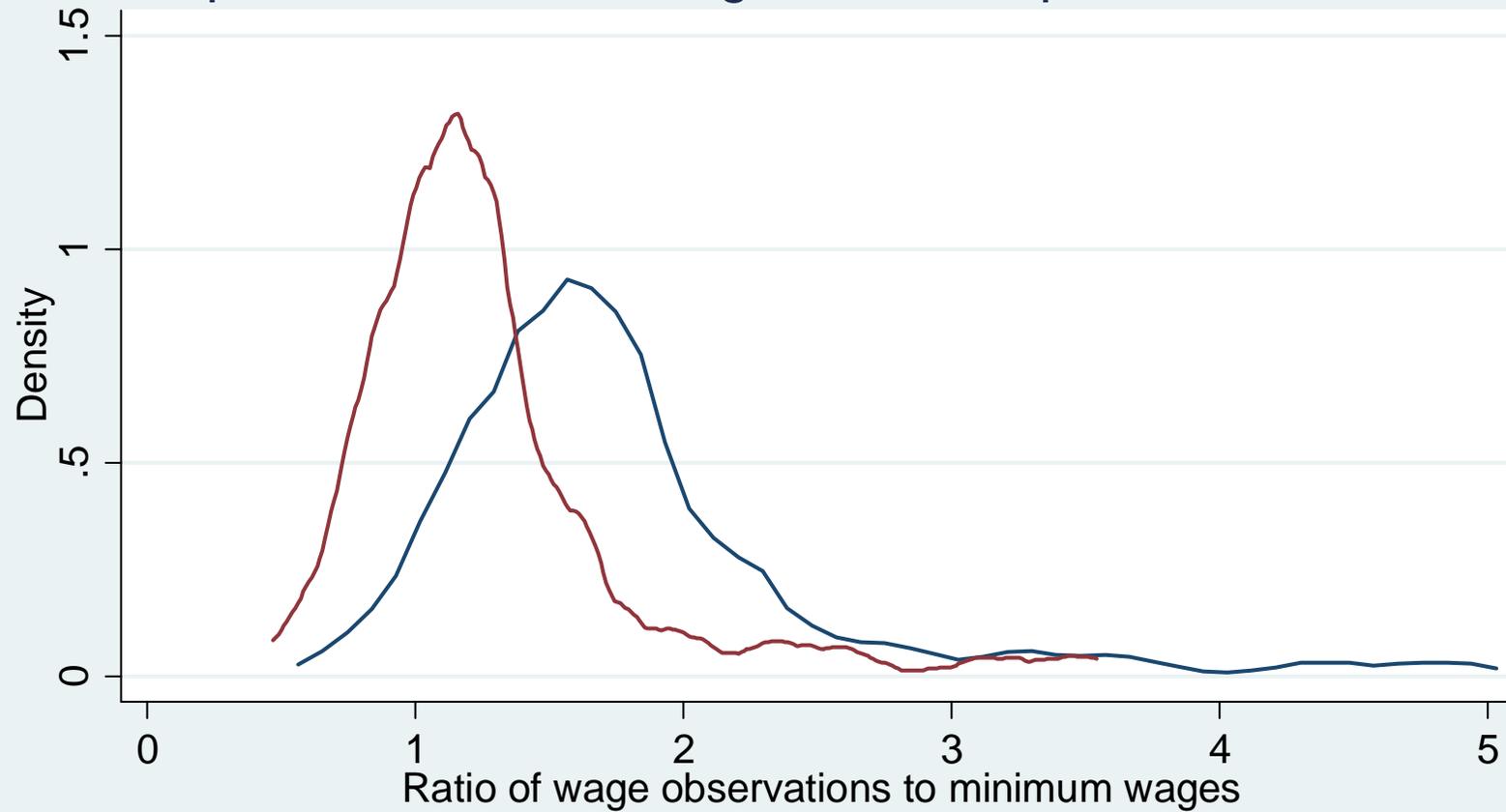
- ▶ 発表を聞いての感想
- ▶ タイの最低賃金引き上げの事例
- ▶ 幾つかの提案とコメント

発表を聞いての感想

タイにおける 最低賃金引き上げの事例

- ▶ 今年4月に県別最低賃金の大幅引き上げを実施。平均で上昇率は40%近い。2010年の改訂における上昇率は8.6%。それ以前はもっと緩やか。
- ▶ バンコク都市部や沿岸工業地帯では日給300バーツに
 - ▶ 2013年には全地域で日給300バーツになる予定
- ▶ 2011年1月に実施した高卒者アンケートで得られた当時の賃金では、2011年時点での最低賃金未満の比率は4.34%
- ▶ 今回改訂後の最低賃金と比較すると、36%が最低賃金未満となると推定される

Impact of Minimum Wage Hike on April 2012, Thailand

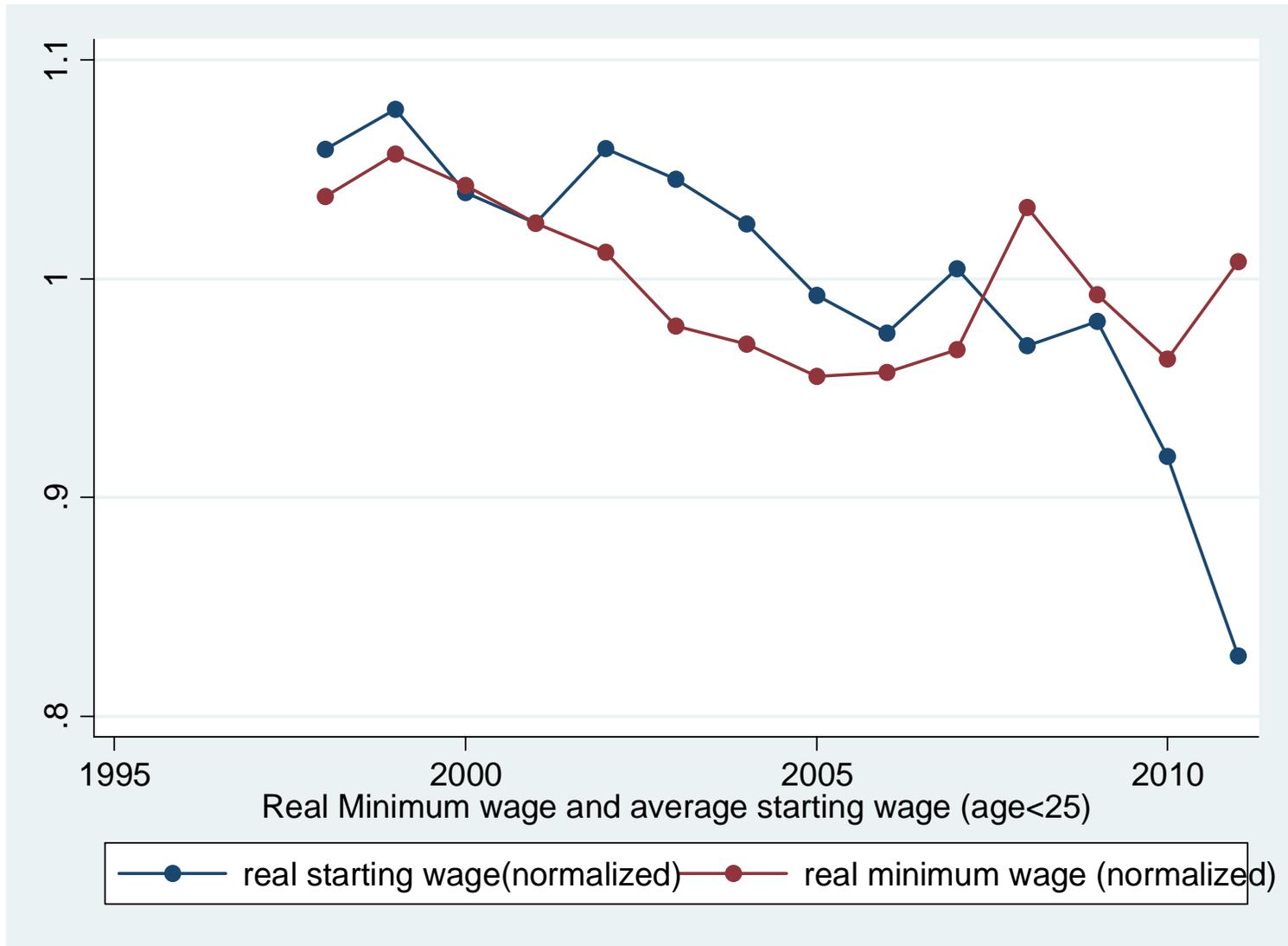


— Starting wage / minimum wage as of 2011
— Starting wage / new minimum wage as of 2012

kernel = epanechnikov, bandwidth = 0.0910

40%近い大幅な引き上げにも関わらず劇的な影響は予想されていない

- ▶ TDRIのDilaka Lathapipat によれば、24歳未満で高卒以下の学歴の若者に最も影響が大きいと推定され、40%の最低賃金の上昇は該当人口について
 - ▶ (該当若年層の)失業率5%上昇
 - ▶ 労働参加率の11%下落
- ▶ 40%に近い最低賃金以下で雇用されていた残りの若年層はどうか？
 - ▶ 実質最低賃金は1997年の経済危機以降一貫して減少を続けていた(最低賃金がむしろcollusion device になっていた可能性がある)
 - ▶ 農業とその他自営業の吸収
 - ▶ インフォーマル・セクターへの雇用転換



最低賃金の雇用への影響

- ▶ 自営業者やインフォーマルセクターの比率により大きく異なる可能性
 - ▶ 旧タクシン政権時代からのMicro Financeプログラムの影響により小規模家族経営が増加していた(このプログラムは現在も継続)
 - ▶ インフォーマルセクターの雇用は現在でも全体の65%近い
- ▶ 賃金分布に広く影響が予想される(前出の研究によれば40%tile付近の賃金でも有意な効果が推定される)
- ▶ 失業率への影響は雇用以上に複雑なモデルを必要とする
 - ▶ 非労働力化、自営業などインフォーマルセクターへの逃げ込み、失業、それぞれの選択肢がどう選ばれるか、それぞれの選択肢ごとにどう影響が異なるかも、重要な政策課題

コメント 1 最低賃金に関する実証研究

- ▶ 基本的には賃金と賃金分布、および雇用への影響に限定されてきた
- ▶ その多くは、非常に簡略化、単純化された部分均衡分析
 - ▶ 事実上競争均衡と買い手独占モデルのみ
- ▶ 一般均衡的な視点が重要ではないか？
 - ▶ 代替の弾力性に関する詳しい研究
 - ▶ 生産物市場における代替性(影響)
 - ▶ 雇用への影響だけでは不十分(非労働力化と失業の違い)
- ▶ 最低賃金以外の政策との比較が必要？

買い手独占モデルについて

- ▶ 若年非熟練の労働市場全体について、買い手独占あるいは競争的買い手独占のモデルが該当するとは考えにくい
- ▶ しかし、限定された職種や地域において、それが妥当する可能性は排除できない。
 - ▶ 原理的には、詳細なデータがその可能性を具体的に示すはずである（たとえば埼玉県の建設労働日雇い賃金が隣接する群馬県より有意に低い、といった）
- ▶ 他方、買い手独占モデルの妥当性を排除できたからといって、競争均衡モデルの妥当性が保障されたわけではない。
- ▶ 個人的には、今後の実証分析はサーチモデルを基礎とすべきではないかと考えている

コメント2 最低賃金制の問題点

- ▶ しばしば買い手独占モデルのもとでの雇用増加の可能性が指摘されるが、堅固な実証分析で、仮説が支持されたケースは皆無に近い。基本的には最低賃金制は、対象とする非熟練労働者の雇用にマイナスの効果。
- ▶ 仮に買い手独占が認められるとしても、それは最低賃金によってではなく、労働市場の競争条件確保、そしてそのために有効な政策によって解決すべき問題である
- ▶ 最低賃金制はチープな政策である。政治的誘惑が強く濫用される可能性を排除できない

最低賃金と 生活保護費の関係について

- ▶ 最低賃金で働くより生活保護費を受給するほうが収入が高い府県があるとの指摘
- ▶ 基本的には生活保護費のしくみに問題がある。収入増が一對一で保護費削減になっていることが問題。生活保護費に適切な就業インセンティブを付与すれば、両者の水準にこだわる必要はない
- ▶ より一般的にいえば、最低賃金制は、雇用保険など社会保障制度、更には雇用調整金など、関連政策を含む相互連関についてより明確な位置づけが必要ではないか

コメント3 最低賃金保障政策

- ▶ 仮に、最低賃金の保障が所得再配分上、あるいは勤労を奨励する、社会的理念から不可欠であるなら、一定の条件下で、賃金と最低賃金の差額を税負担で保障すべきではないか
 - ▶ 税負担を伴うが、雇用には正の効果を持つ
 - ▶ 安定的な雇用をもたらせば、税収への正の効果も期待できる
 - ▶ 失業給付と比較してどの程度追加的な税負担になるかは綿密な実証研究が必要だろう
 - ▶ 雇用調整金のように現在の雇用を固定化する弊害は生まれない

フランスなどの例

- ▶ 社会保障費の本人負担分を補填する形をとる
- ▶ ベネフィットは労働者に発生
- ▶ 雇用削減ではなく創出効果をもちうる
 - ▶ Andreas Knabe & Ronnie Schöb ‘Minimum Wages and their Alternatives: A Critical Assessment’ では、ドイツにおいては、財政負担においても、失業給付の増加がないため、最低賃金制より望ましいとのシミュレーション結果

まとめ

- ▶ 最低賃金制の実証分析の進展には、一般均衡的なアプローチが有効ではないか？
 - ▶ 同じJob Lossでも非労働力化する場合と失業化する場合には、そのコストは異なるはず
 - ▶ 生産物市場に対する影響を明示的に取り入れる必要
 - ▶ 個人的にはサーチモデルが最も有力だと思う
- ▶ 基本的に最低賃金制は有害、せいぜい無益であるとしかいいようがない
 - ▶ むしろ、弊害がこれほど明白なのに、なぜこれほどポピュラーなのか、その政治的な意味合いや政策形成過程の分析をすべきかも知れない
 - ▶ しかし、所得再配分政策として最低賃金は不可欠と考えるならば、むしろ直接賃金補助を提案したい
 - ▶ 賃金補助は税負担を伴うが、雇用促進的であり、労働者本人への直接的な利益となる点で優れているのではないか